

第2次奈義町地域福祉活動計画

なぎ住民ふくしの 地域元気プラン

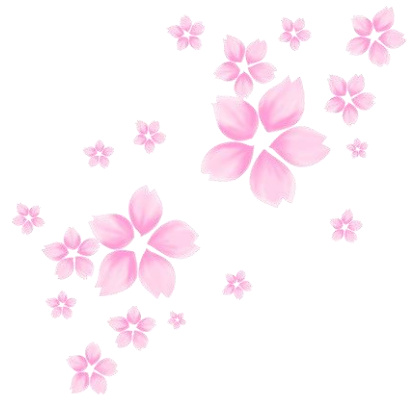
～住民参加で、我が事・丸ごと・たすけ愛～



令和6年3月
社会福祉法人
奈義町社会福祉協議会

ご あ い さ つ

社会福祉法人
奈義町社会福祉協議会
会長 森 藤 文 典



平素は地域福祉事業の推進に対し、関係皆様方には多大なるご支援とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

奈義町社会福祉協議会では、平成31年3月に策定しました「奈義町地域福祉活動計画」の基本理念である「住み慣れた地域で最期まで安心して暮らせる町づくり」を実現させるため、地域住民や関係機関・団体との協働による地域福祉活動の充実に努めてきました。

しかし、この間、新型コロナウイルスの感染症の影響など、地域社会を取り巻く環境も大きく変化してきている中で、8050問題、児童や障がい者などへの虐待、社会的孤立など、地域住民が抱える福祉課題は複雑化・複合化し、制度の狭間への対応も求められています。

国においては今までの「縦割り」の支援や「支え手」「受け手」の関係を越えて、地域住民や団体など多様な主体が、「我が事」として課題を捉え、世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで解決する「地域共生社会の実現」を掲げています。

こうした中で、住み慣れた地域で誰もが自分らしく、安心して暮らせるように、地域ごとの特徴を強みとして生かしながら、地域づくりを進めていくことが重要です。

本計画は、「奈義町地域福祉活動計画」を踏襲しながら、住民と地域のつながりの強化、適切なサービス提供についての方策、地域で安心して暮らせるための基盤づくりを計画にとりまとめたものです。

今後も、誰もが住み慣れた地域において、生きがいを持ち、お互いの存在を認め合い、思いやりの心で支え合うことで、その人らしい生活を安心して送ることができるような社会の実現に努めてまいりますので、地域住民並びに関係機関・団体の皆様方により一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、ご協力いただきました関係皆様方に感謝申し上げますとともに、奈義町地域福祉活動計画策定委員会の皆様方に心から厚くお礼申し上げます。

令和6年3月

目次

第1章 計画の策定にあたって

- 1. 地域福祉活動計画の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2. 計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3. 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 4. 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 5. 計画の推進主体・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 6. 町民参画の方策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4～5

第2章 計画の基本的な考え方

- 1. 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 2. 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 3. 重点目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 4. 計画の体系図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

第3章 実施計画

- I-1 重点目標 地域におけるつながりの強化・・・・・・・・ 11～15
- I-2 重点目標 ボランティアグループの育成及び活動の促進・・ 16～18
- I-3 重点目標 地域福祉の意識の醸成・・・・・・・・・・・・ 19～21

- II-1 重点目標 情報提供・相談支援体制の充実・・・・・・・・ 22～26
- II-2 重点目標 多様な福祉サービスの基盤づくり・・・・・・・・ 27～32

- III-1 重点目標 奈義町社会福祉協議会活動の促進・・・・・・・・ 33～35
- III-2 重点目標 地域防災力の強化・・・・・・・・・・・・・・ 36

第 1 章

計画の策定にあたって



1 地域福祉活動計画の趣旨

私たちが暮らす地域では、様々な人が生活しており、置かれている状況や、価値観、ライフスタイルといった点でも違いがあります。それぞれの人の暮らしには、大小様々な困りごとがあり、その解決に向けては、自助努力がなされたり、家族に助けられたり、あるいは地域の支え合いがあったり、公的な福祉の制度が役立ったりします。

しかしながら、今日では、日々暮らす上で生じる様々な困りごとの解決が難しくなっていると指摘されます。その背景としては、ライフスタイルの変化により以前のような家族同士の助け合いが難しくなっていること、地域社会のあり方が変わったことで支え合いの機能が弱まっていること、縦割りの公的な制度では対応できない複合的課題に加え、コロナ禍という誰も経験したことのないことが私たちの生活や地域のきずなを弱め、世の中を大きく変えてしまいました。

奈義町社会福祉協議会では（以下「奈義町社協」という）平成31年3月に第1次となる奈義町地域福祉活動計画を策定し、住民主体の地域福祉活動をベースに住民による助け合い活動と関係機関・団体などの連携・協働を推進してきました。

当該計画の最終年度となる本年度は、より地域ニーズや住民の声に応える地域福祉活動の推進に取り組むために、今後5年間の地域福祉活動の推進・発展を目的とした「第2次奈義町地域福祉活動計画（以下「本計画」という。）」を策定します。

2 計画策定の背景

本町の令和5年4月1日現在の人口は5,702人で、65歳以上の高齢者が2,009人となっており、高齢化率は35.2%で、町民の3人に1人が高齢者の状況です。このうち、75歳以上の後期高齢者は1,113人で高齢者人口に占める割合は55.4%で5年前より19人増加、高齢者の2人に1人となっています。

また、要介護（要支援）認定者は、令和5年4月1日現在の認定者375人、認定率は18.7%になり、5年前より31人増加、間近に迫った団塊の世代全員が75歳以上の後期高齢者となる令和7年（2025）年には要介護（要支援）認定率が高くなり、更なる介護サービス等の需要が増大する見込みです。

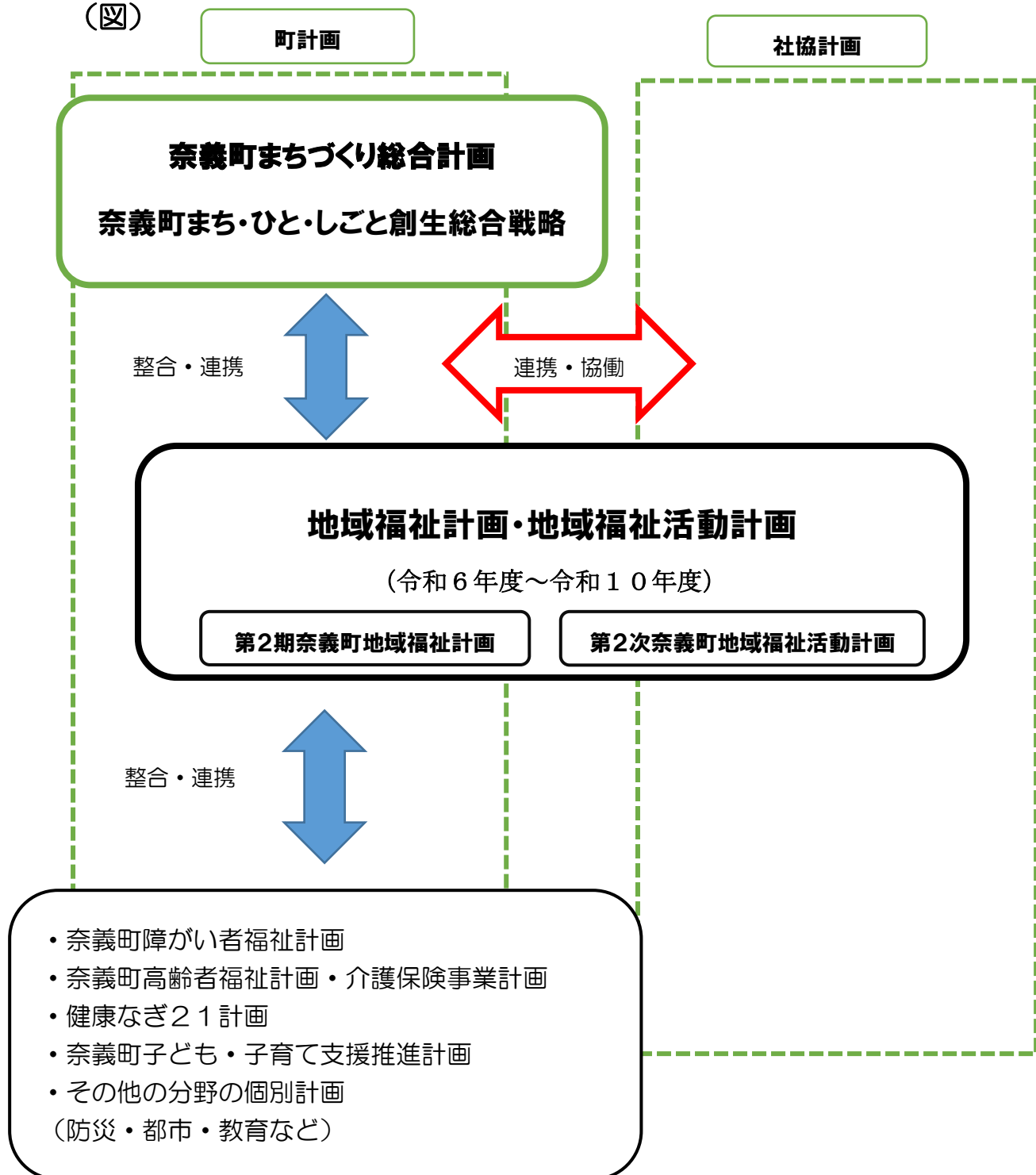
本町の障がい者の現状は、令和5年4月1日現在、身体障がい者手帳保持者数は220人となっており減少傾向にあるものの、療育手帳保持者数は、50人と横ばい傾向で推移しており、精神障がい者保健福祉手帳保持者数は38人と増加傾向にあり、障害者福祉サービスの充実が望まれます。被保護世帯・被保護人員は16世帯18人と増加傾向にあり、全国的に課題となっているヤングケアラー、子どもの貧困問題など今後も状況把握に努め、早期発見、早期対応を図る必要があります。

こうした状況を背景に、本計画では、中長期的な視点のもと、制度改正等に対応しつつ、既存の制度やサービスを地域の人々に有効に活用していただくとともに、既存の制度やサービスで対応できていない地域の福祉課題・生活課題にも本会として対応していくことが求められています。

3 計画の位置づけ

本計画は、本町が社会福祉法第107条に基づいて、令和5年度で策定する「第2期奈義町地域福祉計画」と相互に連携を図り、地域福祉の充実を目指すものです。行政サービスだけでは解決できない地域の福祉課題・生活課題、制度の狭間の問題等に対して、地域福祉に関わる地域の人々や団体等の協力を得ながら、地域の結びつきの再構築を進め、町民参加による事業と住民主体の活動をベースに問題解決を図ることを目的として策定する計画です。

(図)



4 計画期間

令和6年度から令和10年度までの5年間とします。計画の期間中に地域を取り巻く状況に大きな変化があれば見直しを行います。

5 計画の推進主体

この計画は、本会が中心となって、地域住民の主体的な参加のもと構成団体をはじめ地域福祉に関係のある地域ケア会議等の機関・団体と協働しながら計画的に進めるものです。

6 町民参画の方策

1) 奈義町福祉委員会の開催

福祉委員の皆さんから、「1次の評価について」と、第2次計画の（案）についてご意見をいただき、計画に反映させました。

第1回 令和5年 11月 8日

令和6年 2月中旬に第2次計画の案を郵送し、意見を反映

第2回 令和6年 3月 8日

2) 地域ケア会議での意見交換の開催

令和5年11月16日（木）

地域ケア会議で「第1次の評価について」配布、説明を行い、意見交換を行い計画に反映させました。

令和6年2月15日（木）

地域福祉活動計画策定委員である横田委員より、第2次計画（案）について報告しました。



3) 地域福祉活動計画策定委員会の開催

地域福祉活動計画策定委員会を開催し計画に対する意見交換や検討を行いました。



	氏名	所属
会長	安藤 昭子	奈義町ボランティア会
副会長	富坂 美明	奈義町福祉委員会
委員	水島 和文	奈義町地区長会
委員	永井 順一	奈義町民生児童委員協議会
委員	栗井 太郎	奈義町身体障害者福祉協会
委員	寺坂 恵	子どもの成長を願う親の会「どんぐりの会」
委員	西 昌子	奈義町障がい児等の居場所運営「ぼっかぼかの会」
委員	松木 太	奈義町老人クラブ連合会
委員	横田 雄也	地域ケア会議
委員	光石 愛	こども・長寿課

第1回策定委員会 令和5年12月15日(金)

第2回策定委員会 令和6年 2月7日(水)

第3回策定委員会 令和6年 2月28日(水)

第 2 章

計画の基本的な考え方



1 基本理念

住み慣れた地域で最期まで 安心して暮らせる町づくり

人生の最期まで、誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らし続けていくためには、住民同士がふれあい、お互いに心と心を通わせあい、支え合っていくことのできる豊かな人間関係を地域社会の中に築いていくことが大切です。そのような地域社会の実現を目指して、地域福祉活動の基盤整備に取り組んでいきます。

2 基本目標

計画では、基本理念の実現に向けて、3つの基本目標を設定しました。

基本目標Ⅰ お互いに助け合い、支え合う地域づくり

地域で安心して生活していくためには、声かけや見守りなどの住民同士の助け合いや支え合い活動が必要不可欠となります。そこで、地域においての交流や意識高揚につながる機会を増やすことで、人と人とのつながりを強め、誰もが自分らしく地域の一員となって活動に関われる環境を目指します。

基本目標Ⅱ 誰もが安心して福祉サービスを受けられる地域づくり

困ったときに、気軽に相談できる体制を充実し、多様な福祉サービスを提供します。また、福祉のことを誰もがよく知ることができるように、情報提供を充実し、わかりやすく工夫し発信します。

基本目標Ⅲ 地域で安心して暮らすための基盤づくり

核家族やライフスタイルの変化により、家族、地域機能の希薄化や困りごとの多様化・複雑化がすすんでいます。こうした困りごとに対して一面からの支援をするのではなく、地域の関係機関・団体間の連携を深めます。そのためにも、社会福祉協議会の活動強化を図ります。

3 重点目標

基本目標に基づき、次のとおり重点目標を立て活動を展開していきます。

I-1 地域におけるつながりの強化

地域での見守りや支え合いを実現するためには、世代や性別、障がいの有無などにかかわらず、地域の人々がお互いを認め合いながら社会参加や交流を通じて、つながりを深めていくことが重要になります。そこで、地域サロン等の住民主体の地域活動や課題を話し合う気になる会議などの仕組みづくりを推進していきます。

I-2 ボランティアグループの育成及び活動の促進

少子高齢化が進む中、地域活動を支えるボランティア等担い手の人材不足は大きな課題となっています。こうした人材を確保、育成し、助け合い・支え合いの地域づくりを推進していきます。また、ボランティア団体等の活動が地域で活発に行われている町を目指します。

I-3 地域福祉の意識の醸成

地域活動団体、地域住民が福祉への理解を深め、地域課題を自らの問題ととらえ、その課題解決に主体的に取り組むことができるよう、学びの場等を提供します。

II-1 情報提供・相談支援体制の充実

支援を必要とする人が課題の早期解決のために、自分にあった福祉サービスや各種制度などの情報を得ることができるよう情報提供の充実を図るとともに、適切な福祉サービスにつながるよう相談支援体制の充実強化を図ります。また、独居高齢者等の訪問調査を行い課題の早期発見早期対応に努めます。

II-2 多様な福祉サービスの基盤づくり

複雑化する福祉ニーズの充足に向けて迅速かつ柔軟な支援が行えるよう、多様な担い手による支援体制を構築し、地域での包括的な支援が受けられるよう基盤整備に取り組みます。

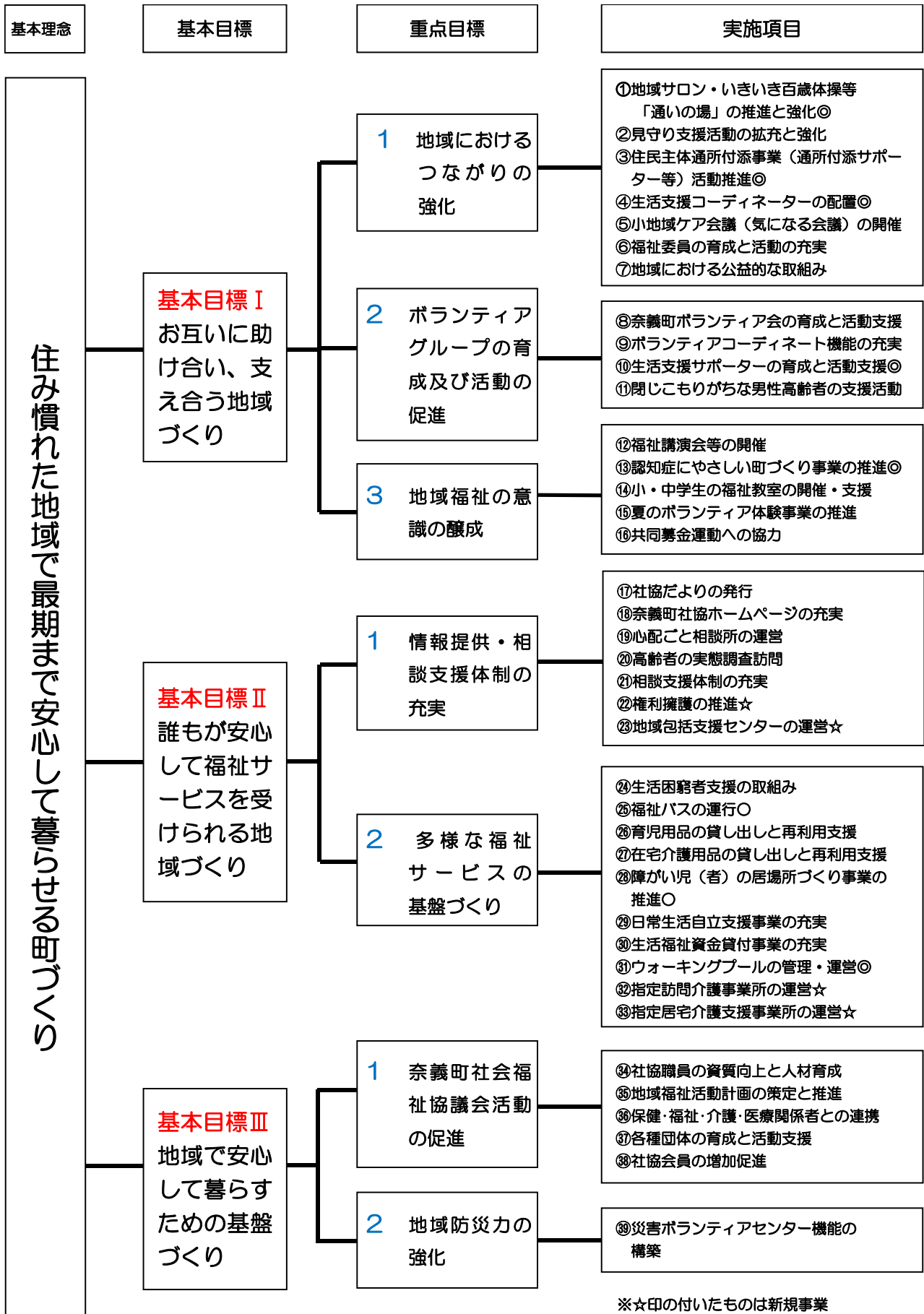
III-1 奈義町社会福祉協議会活動の促進

社会福祉協議会の役割を多くの住民に知ってもらい、福祉を支える一員となっていただくことが必要です。そのためにも地域や関係機関等との連携を深め、活動を促進する役割を担うべく社会福祉協議会の資質向上や人材育成を図ります。

III-2 地域防災力の強化

地域の防災力を高めるため、関係団体との連携を強化し、災害時の支援が円滑に行なわれるよう災害ボランティアセンター機能の構築を目指します。

計画の体系図



※☆印の付いたものは新規事業
 ※◎印の付いたものは町受託事業
 ※○印が付いたものは移行事業

第 3 章

実施計画





I-1 重点目標 地域におけるつながりの強化

① 地域サロン・いきいき百歳体操等「通いの場」の推進と強化

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、地域住民同士の繋がりの希薄化や、外出機会の減少等により体力、精神的ストレスを抱える高齢者が増えています。その中で住民が気軽に集まり、ふれあいを通じた生きがいや仲間づくり、健康づくりを進める「地域サロン活動」「いきいき百歳体操」等「通いの場」は介護予防につながる重要な役割を担う場であることを再認識しました。

現在、「地域サロン」は16地区、「いきいき百歳体操」は15地区それぞれ積極的に取り組み、「通いの場」として閉じこもり予防や仲間づくりに繋がっています。今後も、体力を維持し、歩行等生活に必要な筋力を低下させないよう介護予防効果を向上させるため、「いきいき百歳体操」や「地域サロン」の取り組みを支援していきます。また、地区で継続的に開催ができるよう運営者の世代交代への支援を行っています。

社協が果たす役割	<p>介護予防の必要性の普及と、地域サロンの活動支援を行います。いきいき百歳体操の交流会開催等によるモチベーション維持・向上を行います。各サロンの活動報告と情報交換の場を設けます。いきいき百歳体操をサロンとして捉え、助成対象にする等地区での取り組みを柔軟に対応できるように支援します。</p> <p>男性高齢者も参加しやすい場づくり・取り組みの工夫等、運営者と一緒に検討していきます。</p>
地域に期待される役割	<p>介護予防に効果のある内容と、地域のつながり・見守り・支え合いの活動につなげる居場所づくりに努めます。</p> <p>男性高齢者も参加しやすい場づくり、取り組みの工夫等をします。</p>
住民に期待される役割	<p>積極的に地域サロンやいきいき百歳体操に参加して、介護予防に努めます。お互いに声をかけあい、見守り、支え合います。</p> <p>新しい仲間を増やし担い手の育成に努めます。</p> <p>男性高齢者も参加しやすい場づくり・取り組みを工夫します。</p> <p>男性高齢者も積極的に参加します。</p>
5年後の達成目標	<p>週1回開催で、運動に取り組むいきいき百歳体操や地域サロン等の「通いの場」が、町内全19地区で開催されています。</p> <p>男性高齢者も参加が増えています。</p>



② 見守り支援活動の拡充と強化

一人でも多くの住民や、企業、商店、事業所等が少しでも見守りに参加することで、不幸な事故や悪徳商法被害などの事件を未然に防ぐことができます。地域内で、「それとなく注意を払う」「さりげなく様子を見る」ことを心がけ気になることがあれば、民生委員や福祉委員、地域包括支援センターなどの機関に「連絡」する連携活動が大切です。地域の見守り支援活動の重要性を普及啓発し、取組みを支援します。令和5年度より個人や町内の企業や商店、事業所等に協力を依頼し、さりげない見守りを行う「奈義町地域見守り活動事業」（通称：「地域みまもりたい」）活動を開始しています。



社協が果たす役割	地域での声かけや見守りの必要性の周知と支援活動の支援、連携を図ります。「地域みまもりたい」への協力を随時募集し、地域の見守りの目や意識する心を増やします。
地域に期待される役割	民生委員、福祉委員を中心に、地域での見守り支援活動を日頃から話し合い、確認して行きます。 企業や商店、事業所等はさりげない見守りを行い、関係機関への情報提供を行います。
住民に期待される役割	顔の見える関係を増やし、地域の見守り支援を意識します。
5年後の達成目標	奈義町全体で見守りの目が増え、意識が向上しています。



③ 住民主体通所付添事業（通所付添サポーター等）活動推進

地域サロン等の通いの場は、元気な方の参加が多く、参加したいが、歩いていけない、何かあったらいけないから車での送迎はできない、迎えに行っても「申し訳ないから」と気兼ねをして参加を止める高齢者もいるなど、後期高齢者で、本当に介護予防の取り組みが必要な方の参加に繋がっていない現状の対策として開始した通所付添活動をさらに普及していきます。また、サポーターの生きがいややりがいに繋げていきます。

令和6年2月1日現在 サポーター登録者：18人 利用者：10人

社協が果たす役割	地域サロン等の通いの場の通所付添事業の理解と普及に努めます。県と共催の通所付添サポーター養成講座を開催し、通所付添サポーターを育成します。
地域に期待される役割	地域の課題として、通所付添サポート事業に取り組む。地域の役にたっているという意識を高めます。
住民に期待される役割	積極的に通所付添サポート事業を積極的に活用し、通いの場に通うことで介護予防に取り組みます。
5年後の達成目標	地域サロン等への通所付添サポーターが各地区に生まれ活動しています。サポーターのいる地区：19地区 サポーター登録者：30名 利用者：20名



④ 生活支援コーディネーターの配置

地域包括ケアにおける高齢者の生活支援等サービスの体制整備を推進していくことを目的とし生活支援コーディネーターを配置し、地域に不足するサービスの創出、担い手の育成、担い手の活動の場、関係機関と連携などを行ってきましたが、それらの継続支援とこれからの時代背景や地域性に応じた戦略的な体制整備や活動を行います。

社協が果たす役割	生活支援コーディネーターを配置し、住民と協働して地域課題の分析を行い地域の調整役として、課題解決に取り組めます。
地域に期待される役割	生活支援コーディネーターの役割を理解し協働します。
住民に期待される役割	生活支援コーディネーターの役割を理解し協働します。
5年後の達成目標	生活支援コーディネーターの役割を知る住民が増え、協働した住民参加の活動が増えています。

⑤ 小地域ケア会議（気になる会議）の開催

奈義町では地域におけるさまざまな気になることを話し合う場という思いから「小地域ケア会議」を「気になる会議」と名称を変更し、住民の生活上の困りごとや福祉課題を話し合う場の普及啓発に取り組んでいます。新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、取り組みが難しい状況ありましたが、少しずつ取り組みが進んできています。地区の福祉課題の解決に一層取り組んでいきます。



社協が果たす役割	様々な機会を捉え、気になる会議の説明を行っていきます。専門職として地区の課題に対し、一緒に考えていきます。
地域に期待される役割	地区で気になる会議を開催し、地域で起きた問題は地域で解決できる「地域力」をつけます。
住民に期待される役割	自分の地区の課題や生活課題に関心を持ちます。
5年後の達成目標	町内全 19 地区で、気になる会議を開催しています。

⑥ 福祉委員の育成と活動の充実

少子高齢化、核家族化に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、社会的孤独や孤立が増加傾向にあり、普段からの関わりの希薄化がより深刻な課題となっています。民生委員と共に身近な福祉相談窓口と、地区での困りごとや気になることを身近な立場でキャッチするアンテナ役として、福祉委員の活動の更なる充実を図ります。

社協が果たす役割	福祉委員を委嘱し、地域のアンテナ役として活動してもらえよう情報提供や支援を行います。民生委員と合同で福祉研修会を実施し、連携の強化及び福祉委員の福祉の意識啓発を行います。
地域に期待される役割	福祉委員の役割を理解し、連携協力します。
住民に期待される役割	福祉委員の役割を理解し、連携協力し、地域課題や生活課題等相談します。
5年後の達成目標	福祉委員を中心に各地区で気になる会議を開催し、地域の課題を話し合い、解決を図っています。



⑦ 地域における公益的な取組み

平成28年の社会福祉法改正により、「地域における公益的な取組み」が社会福祉法人の責務として明記されました。

この法改正を受けて、岡山県では、社会福祉法人による取組みの一層の推進に向けて、「岡山県地域公益活動推進センター」が、平成30年3月に設立され、本会も会員となり、オール岡山による社会福祉制度の狭間の課題である地域公益活動の推進を図っていました。しかしながら、本町は社会福祉法人が特別養護老人ホームの1事業所のみであることもあり、地域包括支援センターと連携して、町内や近隣の医療・介護・福祉・保健関係者が地域の課題を検討し施策などにつなげている「地域ケア会議」を取組み組織としました。奈義町の体制でできる必要な活動を推進していきます。

社協が果たす役割	制度だけでは十分に対応できない者に対する支援の地域福祉課題に対して、社会福祉協議会である本会が中心的役割を果たしていきます。
地域に期待される役割	地域の公益的な取組に対する理解と情報提供との協力を行ないます。
住民に期待される役割	地域の公益的な取組に対する理解と情報提供との協力を行います。
5年後の達成目標	奈義町内のネットワーク体制が確立され、奈義町における制度の狭間の地域福祉課題に対する支援等活動が行われています。





I-2 重点目標 ボランティアグループの育成及び活動の促進

⑧ 奈義町ボランティア会の育成と活動支援

施設慰問等の社会福祉を目的として、活動している奈義町ボランティア会の事務局として、研修会、親睦会を開催し育成、支援に努めます。

コロナ禍で施設関連の活動ができない中、独居高齢者への新型コロナウイルス感染症予防の啓発等を兼ねた手作りクリスマスカードを作成し送付する新しい活動も生まれ、会員にとっても楽しく親睦を深めるきっかけとなり定着しました。

今後も、若い世代のボランティア活動に興味・関心のある方の参加を促していきます。



社協が果たす役割	施設慰問など、地域の役に立ちたいと思い活動できる喜びを支援し、生きがいのある豊かな生き方をサポートします。
地域に期待される役割	地域をあげて活動を支援します。
住民に期待される役割	ボランティア活動を理解し、感謝して活動します。
5年後の達成目標	奈義町ボランティア会が継続して活動しています。 会員数が増加し、地域福祉活動の理解が深まっています。 支援活動をする町内の介護施設が増えています。 若い世代の参加者が増えています。



⑨ ボランティアコーディネート機能の充実

個人及び施設、団体等からのボランティア依頼を受け、奈義町ボランティア会・生活支援サポーターなどの活動を支援・促進します。ボランティアに興味関心のある方の参加も促していきます。

社協が果たす役割	社協ホームページや社協だより、気になる会議などでボランティアの情報を発信します。依頼者と提供者のマッチングを行います。
地域に期待される役割	町内のボランティアに関する情報を積極的に得て、活用していきます。
住民に期待される役割	町内のボランティアに関する情報を積極的に得て、活用していきます。また、ボランティア活動に参加していきます。
5年後の達成目標	ボランティア活動に従事する住民が増加しています。

⑩ 生活支援サポーターの育成と活動支援

「私たちの地域の暮らしは、私達で守ろう」と生活支援サポーターみつばちが高齢者の方が地域の中で、安心して暮らしていけるようゴミだし、部屋の掃除、窓ふき等の簡単な家事等の援助を行っています。さらに、障がい児（者）や子育て中の方の援助にも支援の幅を広げて活動しています。地域の役に立ちたいと考える人たちが自主性とやりがいを持ってボランティア活動ができる地域づくりを目指します。

令和6年2月1日現在の依頼会員：41人 提供会員：29人

社協が果たす役割	地域の役に立ちたいと意欲のある方が、やりがいと生きがいを持って活動できるよう交流会等を開催し支援します。 また、コーディネーターが依頼者とサポーターの調整を行い、高齢者や障がい児（者）、子育て中の方が安心して暮らせるよう支援します。生活支援サポーター養成講座を工夫しながら新たな担い手を育成します。
地域に期待される役割	生活支援サポーターの役割を理解し協力します。
住民に期待される役割	生活支援サポーターの役割を理解し、感謝をして積極的に利用します。
5年後の達成目標	若い世代の担い手が増えています。 生活支援サポーターが継続して活動しています。 生活の困りごとを支援することで、高齢者等が安心して生活ができています。依頼会員：60人 提供会員：40人



⑪ 閉じこもりがちな男性高齢者の支援活動

高齢の男性は女性に比べて、介護や支援を要する状態になったとき、デイサービスなどの介護・予防サービスの利用を好まず、閉じこもりがちになる方が多いといわれています。こういった男性高齢者特有の課題解決に向けて、自分ごととして取り組んでいこうと「ちょいワルじいさんプロジェクト」が発足し、町内の賛同する元気な男性高齢者が月1回の作戦会議と、介護付日帰り温泉旅行、囲碁ボール大会、昔の写真を見ながらのお話会など、年数回のミニイベントを企画開催し高齢男性を中心とした高齢者の居場所づくりに取り組み、ちょいワル体操の考案などアイデアを出し合い楽しい活動となって、年々参加者が増加しています。ちょいワルじいさん作戦会議がメンバーである高齢者男性自身の介護予防ともなり効果を上げています。

社協が果たす役割	町・奈義ファミリークリニック等と連携し、高齢男性の課題解決に向けて、住民参加での取り組みを支援します。
地域に期待される役割	ちょいワルじいさんの取組を理解し応援します。
住民に期待される役割	ちょいワルじいさんの取組を理解し、積極的に参加することで、地域とのつながりを大切にしていきます。
5年後の達成目標	男性高齢者等がいきいきと地域で活動を継続しています。 男性高齢者等の居場所ができて利用者が増えています。 男性高齢者等の居場所：1か所





I-3 重点目標 地域福祉の意識の醸成

⑫ 福祉講演会等の開催

「講演会」という形だけではなく、ワークショップ、グループワーク等現状に即した様々な形で町民に対して福祉意識の醸成、地域の福祉力を高める機会を提供します。また、引き続き各地区での地域福祉活動事業に助成を行います。

社協が果たす役割	様々な形での福祉講演会を開催し、福祉意識の醸成を図ります。地域での福祉活動に対し助成を行い、支援を行います。
地域に期待される役割	地域の課題などを取り上げた講演会や福祉活動に工夫を凝らし取り組みます。 助成金を活用し、地区の福祉活動が積極的に行われます。
住民に期待される役割	積極的に「講演会」等へ参加し、福祉課題への意識を高めます。地区での福祉活動に積極的に参加します。
5年後の達成目標	福祉講演会を年1回程度開催し、地域の福祉力を高めています。助成金の交付を継続して行っています。



⑬ 認知症にやさしい町づくり事業の推進

要介護認定者の6割が認知症高齢者とされ、今後も増加が予測されます。認知症地域支援推進員を中心に、認知症に対する理解や対応について学ぶ研修会等を開催し、認知症の正しい理解の普及に努めます。また、認知症サポーター養成講座を開催し具体的な対応法などを楽しく学ぶ場を設けます。月1回の認知症カフェ「オレンジカフェ山桃」を開設し誰でも認知症について学び、ふれあう場を設けました。

社協が果たす役割	研修会等を開催し認知症の正しい理解と対応法の普及啓発に努めます。
地域に期待される役割	地域をあげて認知症について理解を深め支援する仕組みを話し合い、認知症になっても安心して暮らせる地域を目指します。
住民に期待される役割	認知症を正しく理解し、積極的に支援します。
5年後の達成目標	認知症を正しく理解している人が増えています。 認知症サポーター養成講座・認知症にやさしい町づくり講座を年3回以上開催。また、地域サロン等のあらゆる機会を通じて認知症について正しい理解と予防、支援を普及します。

⑭ 小・中学生の福祉教室の開催・支援

福祉は「高齢者・障がい者のためのもの」といった特別なものではなく、「様々な人が幸せになるためのもの」という、誰もの身近なものであるという認識を持つことにより自身だけでなく他者への思いやりの心を育てていくとともに、地域の福祉の推進のための理解者・支援者を拡充していくことを目指し、福祉教育やボランティア学習を支援します。

社協が果たす役割	学校、教育委員会と連携協議し、学校での福祉活動に積極的に働きかけ、支援します。また「車椅子体験」だけでなく、様々な形での福祉教室を検討、支援します。
地域に期待される役割	様々な形の福祉講座などを企画します。
住民に期待される役割	我が事・丸ごとの思いを持ち、地域に暮らす皆で地域福祉を考えます。
5年後の達成目標	福祉教室の開催が増えています。

⑮ 夏のボランティア体験事業の推進

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、施設体験ができない年もありましたが、高齢者施設へ手作りの「はがき」を送るなど、現状に即した形でボランティア活動を実施しています。今後も勝英地区（美作市・勝央町・奈義町・西粟倉村）の社協と連携し、ボランティア活動に関心のある中、高校生に、地域の社会福祉施設やボランティアグループでの活動体験等様々な形でのボランティア体験を通じて、社会福祉についての理解を深めると同時に様々な出会いの中から、新しい発見や「ともに生きていく」視点について考える機会を提供します。

社協が果たす役割	地域の社会福祉施設等と連携し、魅力あるボランティア活動になるよう調整します。また、新たな受け入れ先等を検討し、よりボランティア活動の幅が広がるよう支援します。
地域に期待される役割	体験事業の主旨を理解し、子どもの頃から社会福祉に興味を持ち、社会福祉施設等で働く魅力を伝えます。
住民に期待される役割	積極的に体験事業に参加することで、社会福祉について理解を深め地域で役立つ喜びを大きくします。
5年後の達成目標	体験事業参加者が増加しています。



⑯ 共同募金運動への協力

近年、少子高齢化の進展による人口減少、家族や地域社会の変容を背景に、様々な福祉ニーズが顕在化しています。また、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、社会的孤独や孤立、生活困窮など、地域における支援ニーズは一層、複雑化・多様化しています。地域ではこうした方がたへの支援が求められており、多様な活動への助成が期待されています。災害時のボランティア活動にも役立てられている「赤い羽根共同募金」の正しい理解と運動への一層の活性化を図ります。

社協が果たす役割	県の共同募金会と連携し、「じぶんの町を良くするしくみ」の理解と協力を住民へ呼びかけていきます。
地域に期待される役割	共同募金の主旨を正しく理解し、募金に協力をしていきます。また、助成金を有意義に活用します。
住民に期待される役割	共同募金の主旨を正しく理解し、募金に協力をしていきます。
5年後の達成目標	募金金額が現状を維持しています。





Ⅱ-1 重点目標 情報提供・相談支援体制の充実

⑰ 社協だよりの発行

町民や関係機関への情報提供を強化し見える社会福祉協議会を目指すには、社協だよりは大きな手段の一つです。今後も社協だよりを継続的に、増ページや、記事の見やすさ等工夫してより、親しみやすい広報紙を作成します。



社協が果たす役割	町民に親しまれる見やすい内容の工夫にし、社協活動を情報発信します。社協だよりを年3回（4月・7月・12月）発行します。
地域に期待される役割	社協だよりを通し情報収集に努め社協活動の理解を深めます。
住民に期待される役割	社協だよりを通し情報収集に努め社協活動の理解を深めます。
5年後の達成目標	社協だよりを通して、社協活動の理解を深めています。

⑱ 奈義町社協ホームページの充実

奈義社協のホームページに事業やサービスなどの福祉情報の提供だけではなく、日常的な社協事業や地区の福祉活動、福祉団体の活動状況などを定期的に情報発信し、地域や社協活動への理解を図ります。



社協が果たす役割	事業活動の他、「講演会」や「福祉情報」など多くの情報を迅速に閲覧者に提供できるよう、情報発信に努めます。
地域に期待される役割	日頃から情報収集に努め、近所で情報収集できにくい人がいれば、伝えたり、説明をします。
住民に期待される役割	日頃から情報収集に努めます。
5年後の達成目標	多くの情報を迅速に閲覧者に提供できるよう情報発信の強化に努め、ホームページの益々の充実が図られています。

⑱ 心配ごと相談所の運営

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、更なる社会環境の変化、地域や家族関係の希薄化による生活の困難さが増加している中、住民の方が抱える生活上の悩みや心配ごとを、民生委員等の相談員が、心配ごと相談として傾聴し助言や情報提供を行います。奈義町文化センターにおいて、毎月1回開所し、相談に応じます。

相談件数・・・年間約15件



社協が果たす役割	各種相談窓口との連携に努め、様々な問題に対応し、相談事に応じた必要な事業や制度へつなげるよう、努めます。
地域に期待される役割	地域で困りごとを抱えた人がいれば相談を進めたりします。
住民に期待される役割	困りごとがあれば、早めに相談機関に相談をします。
5年後の達成目標	様々な相談に適切に対応し、早期解決に努めています。

⑳ 高齢者の実態調査訪問

独居高齢者が増加する中、地域や家族関係の希薄から問題の発見の遅れなどが起きることが予測されます。社協では、民生委員、福祉委員、地域包括支援センターと協力して75歳以上の独居高齢者の訪問を行い、全員の状況を把握し必要な方には地域の社会資源や支援、見守り、介護や福祉サービスにむすびつけています。また、65歳以上の独居男性高齢者が多数おられ、実態把握は必要と思われるます。

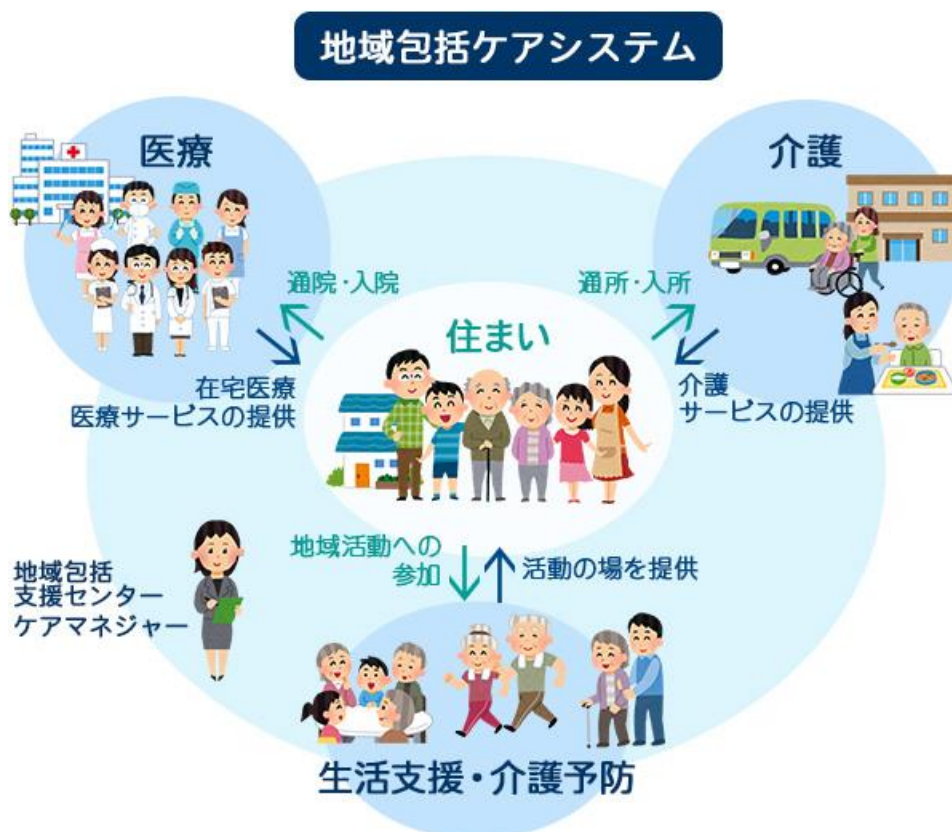
社協が果たす役割	民生委員、福祉委員、地域包括支援センターと連携し、独居高齢者と高齢者世帯の生活状況を調査します。
地域に期待される役割	社協の実態調査訪問に協力します。
住民に期待される役割	社協の実態調査訪問に協力します。
5年後の達成目標	年1～2回 独居高齢者と高齢者世帯を訪問しています。閉じこもりがちな独居男性高齢者の訪問を行っています。



⑳ 相談支援体制の充実

令和2年度より地域包括支援センターを受託することで、より連携した支援体制となり、困りごとなどを、いつでも気軽に相談できるよう対応を強化していきます。引き続き、何らかの事情で生活に困窮する方や、複雑化・複合化した問題を抱える方に対する総合相談やワンストップ対応を行います。

社協が果たす役割	相談先がわかりにくい日常生活上の小さな困りごとなどにも耳を傾けられるよう相談対応に努めます。複雑化する生活上の様々な問題に対応し、相談を受け止め、他機関につなぎ、支援体制を構築するまでの移行支援を行います。
地域に期待される役割	身近に困っている人がいたら、相談窓口を伝えるなどの協力をします。
住民に期待される役割	悩みを抱え込まず、家族などに相談しても解決が難しいことなど、出来るだけ各種相談窓口を活用します。
5年後の達成目標	相談窓口の存在を知り、いつでも気軽に相談出来ることにより問題の早期解決を図れる体制が機能しています。



② 権利擁護の推進（新）

美作市、勝央町、西粟倉村、奈義町と各市町村社会福祉協議会が協力しながら「美勝英権利擁護センター」を運営しております。「美勝英権利擁護センター」では、勝英地区の各市町村と各市町村社会福祉協議会が面的整備によりそれぞれが中核機関と位置付けているため、各市町村及び社会福祉協議会が窓口となり、『誰もがお互いに支えあいながら、尊厳を持って自分らしく暮らし続けることができる地域づくり』を目指します。

※中核機関とは、権利擁護支援を必要とする方が、必要な時に適切な支援につながるように、地域で支える体制を構築する地域連携ネットワークのコーディネートを担う機関です。

社協が果たす役割	障がい者、児童、高齢者に対する虐待防止、成年後見制度利用等市民の権利擁護について、町や地域包括支援センターと連携し、必要な事業や制度・関係機関へ適切につなぐことができる相談窓口として機能します。
地域に期待される役割	身近に困っている人がいたら、相談窓口の伝達や仲介に協力をします。
住民に期待される役割	悩みを抱え込まず、町や社協の相談窓口を活用します。
5年後の達成目標	相談窓口の存在を知り、いつでも気軽に相談出来ることにより問題の早期解決を図れる体制が機能しています。

びしょうえい けんり ようご
美勝英権利擁護センター12（トゥエルヴ）とは？

虐待防止や成年後見制度の利用支援をとおして、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けるまちづくりを目指します。

★こんな 困りごと をしっかりサポート！

高齢者・障がい者・児童虐待・DV



(虐待防止・対応に関する相談・通報)

認知症や障がいなど金銭管理に不安がある



(成年後見制度の利用支援)

権利擁護センターでは市民後見人の支援も行っております

市民後見人養成支援
市民後見人の活動支援



成年後見制度とは？

認知症や障がいなどで判断能力が十分でない方に代わって、金銭管理や福祉サービスの利用契約などの法律行為を行ったり、悪徳商法などで、本人が不利益を受けないようにするため、家庭裁判所の審判により選ばれた後見人が本人の手助けをする制度です。

市民後見人とは？

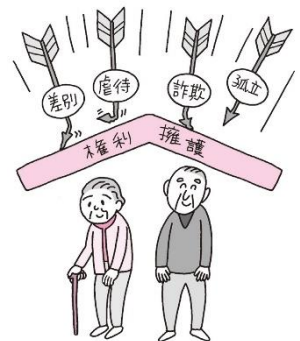
成年後見制度の新たな担い手として、地域で共に暮らす市民の方に地域の感覚を生かした後見活動を行ってもらうために養成講座など受講していただき、家庭裁判所より選任された後見人の方です。

中核機関とは？ だれもが自分らしく、安心して暮らせる地域づくりのため、専門知識や地域の専門職など、幅広い関係者との信頼関係を維持発展、連携・対応強化を継続的に推進していく役割を担う、成年後見制度利用促進のための機関です。成年後見制度を利用したい、成年後見制度について知りたいなど制度についての様々なご相談について、関係機関と連携しながら対応します。お気軽にご相談ください。

⑳ 地域包括支援センターの運営（新）

令和2年度より町から委託を受け、地域包括支援センターを運営しています。近年、独居高齢者や核家族世帯の増加、さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、地域での繋がりが希薄化し、問題や課題が複雑化している中、町とも連携しながら高齢者の暮らしに関する相談や問題に対応する総合的相談窓口としての機能を強化していきます。また、地域における支援ネットワークづくり、高齢者の権利擁護、介護予防教室の開催や、認知症予防など介護予防の推進を図っています。

社協が果たす役割	高齢者の不安や困りごとについて、いつでも気軽に相談できる支援体制をつくります。複雑化する生活上の様々な問題に対応し、必要な事業や制度へ適切につなぐことができるよう相談機関との連携づくりに努め、支援体制を構築するまでの移行支援を行います。また、様々な機会や多様な媒体を利用して、住民にわかりやすく広く情報提供、周知していきます。
地域に期待される役割	身近に困っている人がいたら、教室への案内や相談窓口の紹介等協力をします。
住民に期待される役割	悩みを抱え込まず、相談窓口を活用します。 また、介護予防の教室を積極的に参加し、介護予防に努めます。
5年後の達成目標	相談窓口として、広く周知され、ニーズの早期発見、早期支援に繋がっています。 介護予防教室の参加者が増えています。





Ⅱ-2 重点目標 多様な福祉サービスの基盤づくり

⑭ 生活困窮者支援の取組み



生活困窮者が抱える複合的な課題に対応して自立相談支援事業を中心とし、個々の生活困窮者の状況に応じ、居住、就労、家計等の相談や支援を一体的に提供することをめざします。相談者の困りごとをしっかりと把握したうえで、相談内容に応じ、生活福祉資金事業への案内や奈義町たすけあい貸付金の受付、各相談窓口の紹介、また関係機関と連携しながら支援を行います。

社協が果たす役割	本人の内面からわき起こる意欲や想いに寄り添って支援します。本人の自己選択、自己決定を基本に、経済的自立のみならず日常生活自立や社会生活自立など本人の状態に応じた自立を支援します。多くの方が自己肯定感、自尊感情を失っていることに留意し尊厳の確保に特に配慮します。
地域に期待される役割	生活困窮者の早期把握や見守りのための地域ネットワーク構築、働く場や参加する場を広げていきます。
住民に期待される役割	経済的、日常生活、社会生活における自立をしていきます。
5年後の達成目標	生活困窮者の自立と尊厳を確保しています。

⑮ 福祉バスの運行

※令和3年度 さと丸乗合交通・ドアツードア・通園バス事業
「ビジット奈義」へ移行

社会福祉協議会が町より受託していた福祉バスの運行事業は町の方針により、令和3年3月末で委託事業を終了しています。今後も必要に応じ連携していきます。

②⑥ 育児用品の貸し出しと再利用支援

子育てにより育児用品を必要とする方に対して、チャイルドシートなど用品の貸出を行います。貸出期間は1ヶ月を単位として半年間とします。

また、不要となった育児用品の再利用の窓口の役割を担います。

介護用品名	利用料
チャイルドシート	100円
ジュニアシート	100円
ベビーカー	100円
ベビーベッド	100円



社協が果たす役割	子育て支援の一環として、今後も住民のニーズにあった育児用品等の貸し出し支援を継続します。また、不要になった育児用品の再利用の情報提供や調整を行います。
住民に期待される役割	貸し出し事業、再利用を理解し有効に活用します。
5年後の達成目標	育児用品の利用者が増える。育児用品のリユースについて検討し、再利用の窓口となり有意義な利用ができています。

②⑦ 在宅介護用品の貸し出しと再利用支援

高齢や障がい、傷病などにより福祉用具を必要とする方に対して、車椅子など用具の貸出を行います。貸出期間は1ヶ月を単位として1年間とします。

また、不要になったベッド、ポータブルトイレ、入浴椅子等の再利用の窓口の役割を担います。

介護用品名	利用料
特殊寝台	500円
車椅子	100円
ベッドサイドテーブル	100円
歩行補助器	100円



社協が果たす役割	日常生活において介助・通院・旅行等の用途で利用の必要がある方に貸し出します。情報提供と定期的な保守点検を行い安全な使用のための指導を行います。また、不要になった福祉用具の再利用の情報提供や調整を行います。
住民に期待される役割	貸し出し事業、再利用を理解し、有効に活用します。
5年後の達成目標	在宅介護用品を有効に利用できている。セニアカー、ベッド、ポータブルトイレ、入浴椅子等のリユースについて検討し、再利用の窓口となり有意義な利用ができています。

⑳ 障がい児（者）の居場所づくり事業の推進

※令和2年度よりこども・長寿課へ移行

社会福祉協議会が町より受託していた障がい児（者）の居場所づくり事業は町の方針により令和2年3月末で委託事業を終了しています。今後も必要に応じて連携していきます。

㉑ 日常生活自立支援事業の充実

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方が、地域において自立した生活を送れるよう福祉サービスや日常的な金銭管理などの支援を行います。このことにより地域の方々の権利擁護に資することができます。



社協が果たす役割	判断能力が不十分な方が、地域で自立した生活を送れるよう福祉サービスや日常的な金銭管理などの支援を行います。 潜在ニーズの発掘に努め、こども・長寿課・地域包括支援センターと連携強化します。 また、この事業についての情報発信と普及に努めます。
地域に期待される役割	日常生活自立支援事業について理解します。必要な方の利用を支援します。
住民に期待される役割	日常生活自立支援事業について理解します。
5年後の達成目標	日常生活自立支援事業の理解が進み、利用できています。

③⑩ 生活福祉資金貸付事業の充実

低所得者や高齢者、障害者の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的とした貸付制度です。新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、休業等による収入の減少した世帯へ特例貸付として令和4年9月まで実施しました。令和5年度より本則の貸付事業に加え、特例貸付者を対象にその後の生活再建に向けた相談支援体制強化推進事業を実施し、貸付後も自立に向けた切れ目のない支援を行っていきます。

緊急小口資金特例貸付・・・延べ25件

総合支援金特例貸付・・・・延べ48件

※令和2年3月から令和4年9月まで実施

社協が果たす役割	低所得者、高齢者、障がい者世帯の生活の安定、経済的自立、生活意欲の助長促進を図ることを目的とした貸付であることを理解し県社協、民生委員と連携して、効果的、効率的な支援に努めます。また、新型コロナウイルス感染症の影響により生活困窮となった方へ継続的な関わり、支援を行います。
地域に期待される役割	民生委員は、生活福祉資金貸付事業を理解し協力します。
住民に期待される役割	生活福祉資金貸付事業を理解し、適切に利用します。
5年後の達成目標	貸付の必要とする世帯が適切に利用できています。特例貸付者と継続的に関わり、自立した生活への相談支援を行ってしています。

③⑪ ウォーキングプール管理・運営

水中ウォーキングは筋力を強化し、膝痛や腰痛の予防等介護予防効果があり、近年高齢者だけではなく、中高年層の利用も増加しており、益々、介護予防への意識が高まっています。令和3年度から5年間、引き続き、プールの指定管理者として、利用者が安全に安心して利用できるよう施設の衛生等の管理運営に努めていく必要があります。



社協が果たす役割	利用者が安心安全に利用し、介護予防運動に取り組める環境を整えていきます。水中ウォーキングの効果について情報発信を行います。
住民に期待される役割	水中ウォーキングの効果を理解し、積極的に多くの世代で活用します。
5年後の達成目標	利用者が増加し、介護予防の取り組みができています。

③② 指定訪問介護事業所の運営（令和2年5月開所）

人生100年時代となり、独居高齢者、高齢者世帯が増加し、在宅介護の必要性が更に高まっているところです。高齢者の自律した生活を支えるため、要介護認定を受けた方を対象に、自宅にヘルパーが訪問し、入浴介助、食事介助、買い物代行など行います。在宅での生活に必要な介護サービスを提供し、家族の介護負担の軽減、高齢者の望む在宅生活の継続を目的に、事業所の運営に取り組んでいます。

事業所が果たす役割	ケアマネジャーと連携し、在宅介護が必要な方へ介護サービスの提供を行います。
地域に期待される役割	訪問介護の役割を理解し、在宅介護が必要な方に相談窓口を伝えるなど協力します。
住民に期待される役割	訪問介護にサービスを適切に理解し、有効に活用します。
5年後の達成目標	利用者が増加し、在宅での生活を維持できる高齢者が増えています。



◎在宅での介護が必要な方はご相談ください！！

**奈義町社会福祉協議会
指定訪問介護事業所**

住み慣れた地域やご家庭で、安心して生活ができるよう
訪問介護員が訪問し、介護のお手伝いをいたします。

身体介護

- ・入浴介護
- ・排泄介助
- ・食事介助
- ・更衣介助・整容介助
- ・移動・移乗介助
- ・体位変換介助
- ・起床・就寝介助
- ・服薬介助

生活援助

- ・洗濯
- ・掃除
- ・調理
- ・買い物代行
- ・薬の受け取り
- ・ベッドメイキング
- ・衣類の整理・補修

※その他、健康状態の観察（血圧、脈拍、体温、呼吸などの測定や、全身の体の状態を確認させていただきます。）

サービスがご利用いただける方
介護認定を受け、要支援又は要介護となった方

※認定を受けていない方、又、介護保険制度上、援助できない行為（金銭管理、医療行為、怒ふき、草むしり等）に関して詳しい内容やわからないこと等、何でもお気軽にご相談ください。

対象地域 奈義町

提供時間 月～金（祝日、お盆、年末年始除く）
8：30～17：00

お問い合わせ先 奈義町社会福祉協議会 指定訪問介護事業所
☎0868-36-6363
勝田郡奈義町豊沢327-1

③③ 指定居宅介護支援事業所の運営（令和4年4月開所）

人生100年時代となり、要介護認定者が増加する中、高齢者の生活を支える介護サービスの必要性が更に高まっているところです。在宅での高齢者の自律した生活を支えるため、介護サービスを提供する事業者との連絡、調整を行います。家族の介護負担の軽減、高齢者の望む在宅生活の継続を目的に、事業所の運営に取り組んでいます。

事業所が果たす役割	介護支援専門員（ケアマネジャー）が、本人や家族の心身の状況や生活環境、希望などに沿って、居宅サービス計画書（ケアプラン）を作成。そのプランに基づいて介護保険サービスなどを提供する事業者との連絡や調整を行います。
地域に期待される役割	居宅介護支援事業所の役割を理解し、在宅介護が必要な方に相談窓口を伝えるなど協力します。
住民に期待される役割	居宅介護支援事業所を理解し、有効に活用します。
5年後の達成目標	利用者が増加し、在宅での生活が維持できている高齢者が増えています。





Ⅲ-1 重点目標 奈義町社会福祉協議会活動の促進

③4 社協職員の資質向上と人材育成

地域を支援する社協の推進基盤の強化と地域支援コーディネート機能の強化のため、計画的な職員の採用・配置を進め、令和2年度には正職員を2名採用し、随時必要な職員の募集を行い配置しています。今後も様々な研修機会を活用した職員の資質向上に努めます。一人ひとりの職員が社会福祉に携わる職員として、住民、関係機関、団体の期待に応えていくための総合的な人材確保と育成を進めます。

社協が果たす役割	地域福祉を効果的に推進していくために、意識的に事業や業務に取り組み、社協職員としての意識向上と組織力を高めます。
5年後の達成目標	社協の組織力が強化されています。

③5 地域福祉活動計画の策定と推進

地域福祉とは、「自助」、「互助」、「共助」「公助」の連携・協働により、地域の生活・福祉課題を解決していく社会福祉援助といえます。第1次では計画に沿って、必要な中間評価を行いながら事業を推進しました。第2次の計画においても町の地域福祉計画との連携を図り、地域福祉を担う主体がそれぞれの役割を認識しながら、お互いに連携をとり、協働で進めていくことが大切です。

第2次奈義町地域福祉活動計画

なぎ住民ふくしの

地域元気プラン

～住民参加で、我が事・丸ごと・たすけ愛～

令和6年3月
社会福祉法人
奈義町社会福祉協議会

社協が果たす役割	社協は、社会福祉法において「地域福祉の推進を図る中核組織」として位置づけられ、計画の推進役を担うものです。住民や住民組織の声を聴きながら、関係機関や団体との連携、行政との協働の調整役を担います。
地域に期待される役割	今後ますます深刻化、多様化する福祉ニーズに対応していくよう住民との連携や協力を行います。
住民に期待される役割	住民一人ひとりが福祉に対する認識や意識を高め、地域社会の構成員の一員であることの自覚を持ち、地域福祉活動等の町づくりに積極的にかつ主体的に参画します。
5年後の達成目標	計画の推進が図られています。

③⑥ 保健・福祉・介護・医療関係者等との連携

生活支援コーディネーターを中心に、奈義町の生活課題の解決に向けて、状況やニーズにあった多様な活動を連携して地域福祉の推進を図ります。

社協が果たす役割	様々な機会をとらえ、関係機関や関係者と連携しタイムリーな課題やニーズを取り上げた教室やイベント等を開催します。 また、必要な情報交換を行い個別支援していきます。 必要な情報は社協だよりやホームページ等にて情報発信していきます。
地域に期待される役割	関係機関が顔の見える関係づくりを心がけ、住民が主役の町づくりを連携して推進します。
住民に期待される役割	関係機関と共に、町づくりを連携して推進します。
5年後の達成目標	よりよい連携が図れています。



③⑦ 各種団体の育成と活動支援

奈義町老人クラブ連合会、遺族会、身体障害者福祉協会、ボランティア会、保護司会等各種団体の活動を、助成金を交付し支援します。また、活動に対する必要な情報提供や助成金交付をして住民主体の活動支援を行います。

社協が果たす役割	各種団体が、意欲を持って活動ができるよう活動費について支援します。また、情報提供等の支援をします。
地域に期待される役割	助成金を有効に活用し、地域住民のいきいきとした活動を推進していきます。
住民に期待される役割	積極的に活動に参加します。
5年後の達成目標	各種団体が活発な活動を継続しています。



③⑧ 社会福祉協議会会員の増加促進

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条において「地域福祉」の推進を図ることを目的とする団体として規定されており、社会福祉事業に係る福祉サービスの提供を含め、地域におけるさまざまな福祉ニーズに対応するための取り組みを積極的に行う福祉団体です。本会では、地域福祉の推進を使命として、町民主体の基本理念に基づき、地域住民、ボランティア、福祉委員、民生委員・児童委員、保健福祉、医療、介護、行政等の関係機関とより一層連携を図りながら、「住み慣れた地域で最期まで安心して暮らせる地域社会の実現」を目指した活動を推進していきます。

こうした社協活動にご理解をいただき、本会の趣旨に賛同していただける社協会員の増加に努めます。

社協が果たす役割	社会福祉協議会の役割や使命、公共性に対し、地域住民や行政の理解をいただき賛同していただける社協会員の増加に努めます。
地域に期待される役割	社会福祉協議会の役割を理解し、社協会員増加の協力をします。
住民に期待される役割	社会福祉協議会の役割を理解し、社協会員になります。
5年後の達成目標	社協会員が増加しています。

社会福祉法人 奈義町社会福祉協議会

会員加入のお願い

人生の最期まで、確もが住み慣れた地域で、安心して暮らし続けていくためには、住民同士がられあい、お互いに心と心を通わせあい、支え合っていくことのできる豊かな人間関係を地域社会の中に築いていくことが大切です。そのような地域社会の実現を目指して、地域福祉活動の推進に努めています。

皆様からお寄せいただいた会費は、地域福祉活動を進める上で大切な財源となっております。活動の趣旨にご賛同いただき、社協会員にご加入をくださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

会費の種類	会費
一般会員	1,000円/1口 (3口を目標額とする)
特別会員	5,000円/5口
賛助会員	3,000円/3口

会費の主な使いみち



高齢介護事業へ



子育て支援事業へ



子育て・介護用品貸出事業へ



各地区で行われる歌老会などの長寿万歳事業へ



各種団体への活動助成へ



各地区で行われる地域福祉活動事業へ

社会福祉法人 奈義町社会福祉協議会

〒708-1323 岡山県備前郡奈義町豊沢3-27-1 保健相談センター内
 TEL:0868)36-6363 FAX:0868)36-7005 HP: <http://www.nasishakyo.jp/>
 奈義町地域包括支援センター TEL:0868)36-4119 FAX:0868)36-7005
 指定居宅介護支援事業所 TEL:0868)36-5550 FAX:0868)36-7005
 指定訪問介護事業所 TEL:0868)36-5550 FAX:0868)36-7005

こんな時は奈義町社協へご相談ください

地域でサロンや作業を始めたい

地域サロンへの送迎をして欲しい

ボランティアに興味がある

高齢者が安心して生活できるように生活支援サポーターとして活動したい

高齢男性等が集える場所を知りたい

認知症を正しく理解したい

中・高校生のボランティア活動に参加したい

ケアマネージャーに相談したい

地域の福祉活動に参加したい

ヘルパーに来て欲しい

車椅子を借りたい

要介護認定や福祉のサービスについて聞きたい

チャイルドシートを借りたい

お金の管理に不安がある

困りごとをどこに相談していいのかわからない

このほかにも色々な活動をしています。詳しくは社協だより、ホームページ等をご覧ください。

社会福祉法人 奈義町社会福祉協議会

〒708-1323 岡山県備前郡奈義町豊沢3-27-1 保健相談センター内
 TEL:0868)36-6363 FAX:0868)36-7005 HP: <http://www.nasishakyo.jp/>
 奈義町地域包括支援センター TEL:0868)36-4119 FAX:0868)36-7005
 指定居宅介護支援事業所 TEL:0868)36-5550 FAX:0868)36-7005
 指定訪問介護事業所 TEL:0868)36-5550 FAX:0868)36-7005



Ⅲ-2 重点目標 地域防災力の強化

③⑨ 災害ボランティアセンター機能の構築

令和5年1月末には奈義町で災害レベルの大雪が降り、雪かきが難しく、自宅から出ることができない独居高齢者や、積雪のため救急車が自宅までたどり着かない等様々な状況がありました。こうした地震や大雨以外にも奈義町で起こりうる様々な災害を想定し、準備を進めていく必要があります。社会福祉協議会は災害ボランティアセンターを設置、運営する役割を担っており、災害ボランティアセンター設置マニュアルをもとにした設置訓練等を実施していく必要があります。行政や関係機関と連携し有事に備える機能の構築が必要です。

社協が果たす役割	平時より、行政や関係機関との連携を密にし、災害時の円滑な運営に向け、準備をしていきます。また引き続き、災害ボランティアセンターに関する広報活動を行います。
地域に期待される役割	災害時の意識を高め、災害ボランティアセンター設置訓練や防災講演会等に地域ぐるみで参加し、地域の防災活動を推進します。
住民に期待される役割	災害時の意識を高め、災害ボランティアセンター設置訓練や防災講演会等に積極的に参加します。
5年後の達成目標	災害ボランティアセンター設置マニュアルをもとにした住民参加の設置訓練等が実施されています。



第2次奈義町地域福祉活動計画

なぎ住民ふくしの地域元気プラン

～住民参加で、我が事・丸ごと・たすけ愛～

発行年月 令和6年3月

発行 社会福祉法人 奈義町社会福祉協議会

住所 岡山県勝田郡奈義町豊沢327-1

奈義町保健相談センター内

電話 0868-36-6363

FAX 0868-36-7005

E-mail:nagishakyo6363@themis.ocn.ne.jp

<http://www.nagishakyo.jp/>

探検！発見！
ほっとけん！

